

# 青森県報

第二千八百八十号

平成二十年  
一月十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………一
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課)……………二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)……………二
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(三八地域局)……………二
- 公告
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課)……………三
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課)……………三
- 八戸港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課)……………三

### 出先機関

- 土地改良事業の工事の完了……………(三八地域局)……………三
- 土地改良区の役員の就任……………(上北地域局)……………四

## 告 示

青森県告示第十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	名称又は 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業 所	所在地	指 定 年 月 日
有限会社ク ア・ユニ ク	有限会社ク ア・ユニ ク	八戸市大字大久 保字大塚一七の 五二一	訪問介護	訪問介護セ ンターそれ いゆ	八戸市大字白銀 二丁目八森二三の 二	平成 一九・一 一九
社会福祉法 人会	社会福祉法 人会	弘前市大字鷹匠 町一六の一	通所介護	デイサ ーセンタ ー鷹匠 の湯	弘前市大字百沢 一丁目小松野八七の 一	一九・三 一九
株式会社ア アおもり	株式会社ア アおもり	青森市大字高田 五字川瀬三三四の 五	訪問介護	訪問介護ス テーション ケアあおも	青森市大字高田 五字川瀬三三四の 五	一九・三 一五
有限会社サ ービス	有限会社サ ービス	青森市中央三丁 目二の八	訪問介護	有限会社サ ービス	青森市中央三丁 目二の八	"

青森県告示第十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次  
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号  
の規定により公示する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	名称又は 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業 所	所在地	指 定 年 月 日
氏名	氏名	所在地	種類	事業所	所在地	年月日

有限会社ク ア・ユニ ク	八戸市大字大 久保一七の 五二一	介護予防 訪問介護	訪問介護 いゆ	八戸市大字白 銀三三の 二	平成 一九・一 一九
医療法人藤 仁会	上北郡七戸 道ノ上六三 の四	介護予防 通所介護 シヨ ン	介護予 防	上北郡七戸 道ノ上六三 の四	一九・三 ・三五
社会福祉法 会 人オ リ フ	弘前市大字 鷹匠 町一六の 一	介護予 防 通所 介護	デイサ ービ スセ ンタ ー 鷹匠 町百 沢	弘前市大字 百沢 一字小 松野八 七の 一	一九・三 ・一九
株式会社ケ アおも り	青森市大字 高田 五字川瀬 三三四の 五	介護予 防 訪問 介護	訪問介 護 ス リ ケ ア あ お も	青森市大字 高田 五字川瀬 三三四の 五	一九・三 ・二五
有限会社 サ ー ビ ス	青森市中央 三丁 目二の 八	介護予 防 訪問 介護	有限会 社 サ ー ビ ス	青森市中央 三丁 目二の 八	"

青森県告示第二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アーチ調剤薬局 みんな野薬局 オーロラ薬局	青森市大字三内字沢部二〇一の一四 十和田市西三番町一の二八の四 五所川原市大字稲実字米崎一一九の二一	平成 二〇・一 ・一

青森県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五所川原

都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年十二月二十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
五所川原市
- 二 都市計画事業の種類  
五所川原都市計画下水道事業（五所川原市公共下水道）
- 三 事業施行期間  
昭和四十九年十二月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
変更なし。
- 2 使用の部分  
昭和四十九年青森県告示第八百八十九号、昭和五十五年青森県告示第二百二十七号、昭和五十九年青森県告示第三百七十五号、昭和六十一年青森県告示第三百八十一号、昭和六十三年青森県告示第十三号、平成二年青森県告示第六百四十一号、平成七年青森県告示第二百三十九号及び平成十三年青森県告示第百一十一号から変更なし。

青森県告示第二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	発起人の住所及び氏名	指 定 漁 船 調 査 の 縦 覧
	百 石	上北郡おいらせ町一川目四丁目二七番地三九 上北郡おいらせ町新田四番地二八 上北郡おいらせ町一川目三丁目七三番地七六 川 崎 芳 見 沖 田 民 男	期 間 平成二十年一月十二日から 同月二十五日まで 場 所 百石町漁業 協同組合

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表  
平成十九年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

地籍調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小 字 名
弘前市 悪戸		前後沢 前 薮

八戸港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十年一月十一日

八戸港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年八月二十日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港港湾計画について、平成二十年代前半における取扱貨物量を三千五百三万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

地区名	変更の内容
八太郎地区	(二)(一) 取扱貨物として外内貿コンテナを追加 効率的な運営を特に促進する区域の設定

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農地災害復旧事業 五八五	三戸町	平成一九・三・二四
"	"	"
"	"	"
"	"	一九・二・三〇
十八年災農業用施設災害復旧事業 五八一	"	"
"	"	"
"	"	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

上北地域県民局長 北 村 収

役員別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	立崎 義忠	上北郡東北町大字大浦字西淋代三九	平成一九・〇・二九

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭